

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「不正防止計画」について

平成28年4月1日

高野山大学は、研究費の不正使用が重大な問題であるばかりではなく、特に公的研究費については税金を原資とする科学技術振興体制への信頼を揺るがす問題であることを認識し、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨に則り、不正防止計画を次のとおり定める。

1. 研究者および事務職員に対する「不正防止」の趣旨の周知徹底

- (1) 「ルール違反はいかなる正当な理由によっても正当化されない。」ということ徹底する。
- (2) 研究費の不正使用とは何か、どういった使用方法が不正となるかを具体的に示し、意識改善に努める。

2. 「研究費の不正防止計画実施要領」の策定

次の項目に基づいて「研究費の不正防止計画実施要領」を作成する。

- (1) 物品の発注・納品確認に係る権限と責任を明確にする。
- (2) 研究計画に基づく予算執行が行われているか管理・確認に努める。
- (3) 研究支援者(アルバイト等)の賃金や謝金に係る勤務実態等の把握と確認に努める。
- (4) 出張旅費の支給に関わる勤務実態の把握と確認に努める。
- (5) 「公的研究費執行ガイドブック」を作成し、研究費の使用ルールや事務処理手続きを明確にする。
- (6) コンプライアンス教育を実施するとともに説明会を実施する。
- (7) 相談窓口や通報(告発)窓口の対応マニュアルを作成・設置する。
- (8) 通報や相談があった場合の「調査」「処分」「通報者の保護」に関わる実施方法を明確にする。
- (9) 取引業者に対する不正防止の周知徹底と不正取引に関与した業者への処分を明確にするとともに、一定の取引のある業者に対し、誓約書等の提出を求める。
- (10) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。
- (11) モニタリング調査および内部監査を実施する。

3. 責任者および責任部署の明確化

責任体系を明確にし、担当ごとの責任部署および最終的な責任者を明確にする。

4. 不正防止計画推進部署

総務課は、1～3までの事項の推進状況について定期的に検証し、また不正防止計画及び不正防止計画実施要領の見直しを行う。

以 上